

経済産業省

20160908貿局第5号
輸出注意事項28第18号
経済産業省貿易経済協力局

「アメリカ合衆国向け冷凍のあさり、はまぐり及びいがいの輸出承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成28年9月23日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「アメリカ合衆国向け冷凍のあさり、はまぐり及びいがいの輸出承認について」の一部改正について

「アメリカ合衆国向け冷凍のあさり、はまぐり及びいがいの輸出承認について」（平成12年12月28日付け・輸出注意事項12第111号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成28年9月23日から施行する。

「アメリカ合衆国向け冷凍のあさり、はまぐり及びいがいの輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○アメリカ合衆国向け冷凍のあさり、はまぐり及びいがいの輸出承認について（平成12年12月28日付け輸出注意事項12第111号）

改 正 後	現 行
1・2 （略） 3 輸出承認の申請 （1） （略） （2） 輸出承認申請の際の添付書類 ①～② （略） ③ 当該申請に係る冷凍のあさり、はまぐり又はいがいが、別に定める衛生基準に適合した製造場で製造されたものである旨の<u>厚生労働省医薬・生活衛生局長</u>が発行する証明書の原本及びその写し2通 4 （略） 5 証明書の発行 アメリカ合衆国向け冷凍あさり、はまぐり又はいがいを輸出しようとする者は、<u>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課</u>に申請書2通を提出して証明書の発行を申請することができる。	1・2 （略） 3 輸出承認の申請 （1） （略） （2） 輸出承認申請の際の添付書類 ①～② （略） ③ 当該申請に係る冷凍のあさり、はまぐり又はいがいが、別に定める衛生基準に適合した製造場で製造されたものである旨の<u>厚生労働省医薬局長</u>が発行する証明書の原本及びその写し2通 4 （略） 5 証明書の発行 アメリカ合衆国向け冷凍あさり、はまぐり又はいがいを輸出しようとする者は、<u>厚生労働省医薬局食品保健部基準課</u>に申請書2通を提出して証明書の発行を申請することができる。